

参 考 資 料

目 次

参考資料 1	ごみ量の将来予測方法	1 1 5
参考資料 2	各年度の推計値及び目標値	1 2 0
参考資料 3	数値目標達成に関連する個別事業	1 2 4
参考資料 4	収集運搬計画	1 2 5
参考資料 5	中間処理計画	1 2 6
参考資料 6	最終処分計画	1 2 8
参考資料 7	計画策定体制及び経緯	1 2 9
参考資料 8	千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の変遷	1 3 2
参考資料 9	用語集	1 3 3

参考資料 1 ごみ量の将来予測方法

1 単純推計

単純推計とは、本市における現行の施策及び分別収集・処理体制を維持した場合のごみ量の将来的な推移を算出するものである。

単純推計に新たな施策等による排出抑制、資源化効果を加味した目標値を設定する。

2 ごみ種の区分及び推計方法の整理

(1) 家庭系ごみの推計

家庭系ごみは家庭ごみ有料化後の 2014～2021 年度の 8 か年の 1 人 1 日あたりのごみ排出量（原単位）（g/人・日）を設定し、総人口（人）、年間日数（日）を乗じて年間のごみ排出量を推計する。なお、排出量の少ない項目（推計データ 8 か年を通して、単年度の排出量が 1,000 t/年を下回る項目）については、総量で推計を行った。また、拠点回収品目については、拠点数の増減が排出量の増減に影響することから、最新実績と同値として推計を行った。

総人口の実績値と推計値の推移は図 42 のとおりである。また、家庭系ごみにおいて推計を行うごみ種とその推計方法については、次ページの表 14 において整理する。

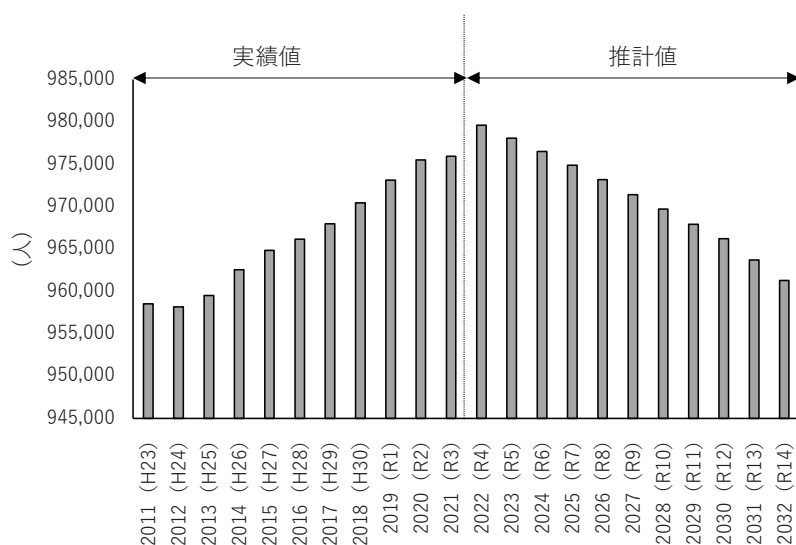


図 42 千葉市の人口推移

※実績値は各年度末の「住民基本台帳人口」（外国人含む）によります。

※推計値は令和 2 年度（2020 年度）国勢調査の結果に基づき作成した「令和 4 年（2022 年）3 月推計（千葉市作成）」によります。

表 14 推計を行う家庭系ごみ種及び推計方法

種類		推計方法	原単位	
①可燃ごみ		原単位を設定し推計	総人口 (g/人・日)	
②不燃ごみ		原単位を設定し推計	総人口 (g/人・日)	
③粗大ごみ		原単位を設定し推計	総人口 (g/人・日)	
④有害ごみ		総量の実績値から推計	-	
資源物	ステーション収集	⑤びん	原単位を設定し推計	総人口 (g/人・日)
		⑥缶	原単位を設定し推計	総人口 (g/人・日)
		⑦ペットボトル	原単位を設定し推計	総人口 (g/人・日)
		⑧新聞	原単位を設定し推計	総人口 (g/人・日)
		⑨雑誌・雑がみ	原単位を設定し推計	総人口 (g/人・日)
		⑩段ボール	原単位を設定し推計	総人口 (g/人・日)
		⑪紙パック	総量の実績値から推計	-
		⑫布類	総量の実績値から推計	-
		⑬剪定枝	7,000 t/年で固定	-
	集団回収・拠点回収	⑭集団回収 (新聞)	原単位を設定し推計	総人口 (g/人・日)
		⑮集団回収 (雑誌・雑がみ)	原単位を設定し推計	総人口 (g/人・日)
		⑯集団回収 (段ボール)	原単位を設定し推計	総人口 (g/人・日)
		⑰集団回収 (紙パック)	総量の実績値から推計	-
		⑱集団回収 (布類)	総量の実績値から推計	-
		⑲古紙回収庫	最新実績と同値	-
		⑳小型家電拠点回収	最新実績と同値	-
		㉑廃食油	最新実績と同値	-
		㉒単一素材プラスチック	最新実績と同値	-

(2) 事業系ごみ

事業系ごみは搬入手数料改定後の2016～2021年度の6か年分の実績にて推計を行った。事業系ごみの推計では、原単位を設定し推計を行う方法、総量の実績値から推計を行う方法の2種類が考えられる。

原単位を設定し推計を行う方法では、家庭系ごみと同じく総人口を用いて原単位を設定することが考えられるが、事業系ごみと総人口は正の相関がみられないことから、総量で推計を行った。

事業系ごみにおけるごみ量の推計方法は、表15のとおりである。

表15 事業系ごみにおけるごみ量の推計方法

種類		推計方法	原単位
㉑事業系可燃		総量の実績値から推計	-
㉒事業系不燃		総量の実績値から推計	-
事業系資源	㉓古紙	総量の実績値から推計	-
	㉔布類	総量の実績値から推計	-
	㉕食品残渣	総量の実績値から推計	-
	㉖木くず	総量の実績値から推計	-

(3) ごみ種別推計式の整理

ごみ量の推計に用いる推計式を表 16 に示す。推計式は「ごみ処理施設構造指針解説」に示されている 5 式に加え、一般的に近年減少傾向にあるごみ量に対して適した推計式である対数式の計 6 式を用いた。

各推計式のうち、相関係数の大きいものを優先して採用したが、相関係数が大きい推計式でも、実績値の傾向から逸脱するもの、推計値がマイナスに転じるもの、明らかに増減幅の大きいものは採用していない。また、実績値が増減を繰り返しているもの、一定値で推移しているものについては「直近の実績値」または「過去の実績値の平均値」を採用した。

表 16 推計方法と説明

推計式の名称	式	説明
直線式 (一次傾向線)	$y = ax + b$	過去の実績値の増加減少の傾向を直線でそのまま反映している。
二次関数式 (二次傾向線)	$y = ax^2 + bx + c$	実績値の変動傾向を極端に反映した予測になりやすい。
指数式 (一次指数曲線)	$y = ab^x$	実績値の増加減少率を一定の比率で増加させる。
べき乗式 (べき曲線)	$y = ax^b$	増加率が徐々に大きくなる。過去の実績に一定の増加傾向にある場合当てはまりやすい。 計算過程で log 関数を用いるため、実績値で基準年(初年度)を下回る値を示す実績がある場合算出不可となる。
対数式	$y = a \log x + b$	実績値の増加減少率を一定の比率で減少させる。
ロジスティック式 (成長曲線)	$y = K \frac{1}{1 + e^{(a-bx)}}$	飽和値 K を最大値とする成長曲線を示す。 K 値が実績値を下回る場合算出不可となる。

3 目標値の設定手順

単純推計により求められた将来のごみ排出量に、新たな施策効果等による排出抑制、資源化を見込むことで目標値を設定する。図 43 に目標値設定のフローを示す。

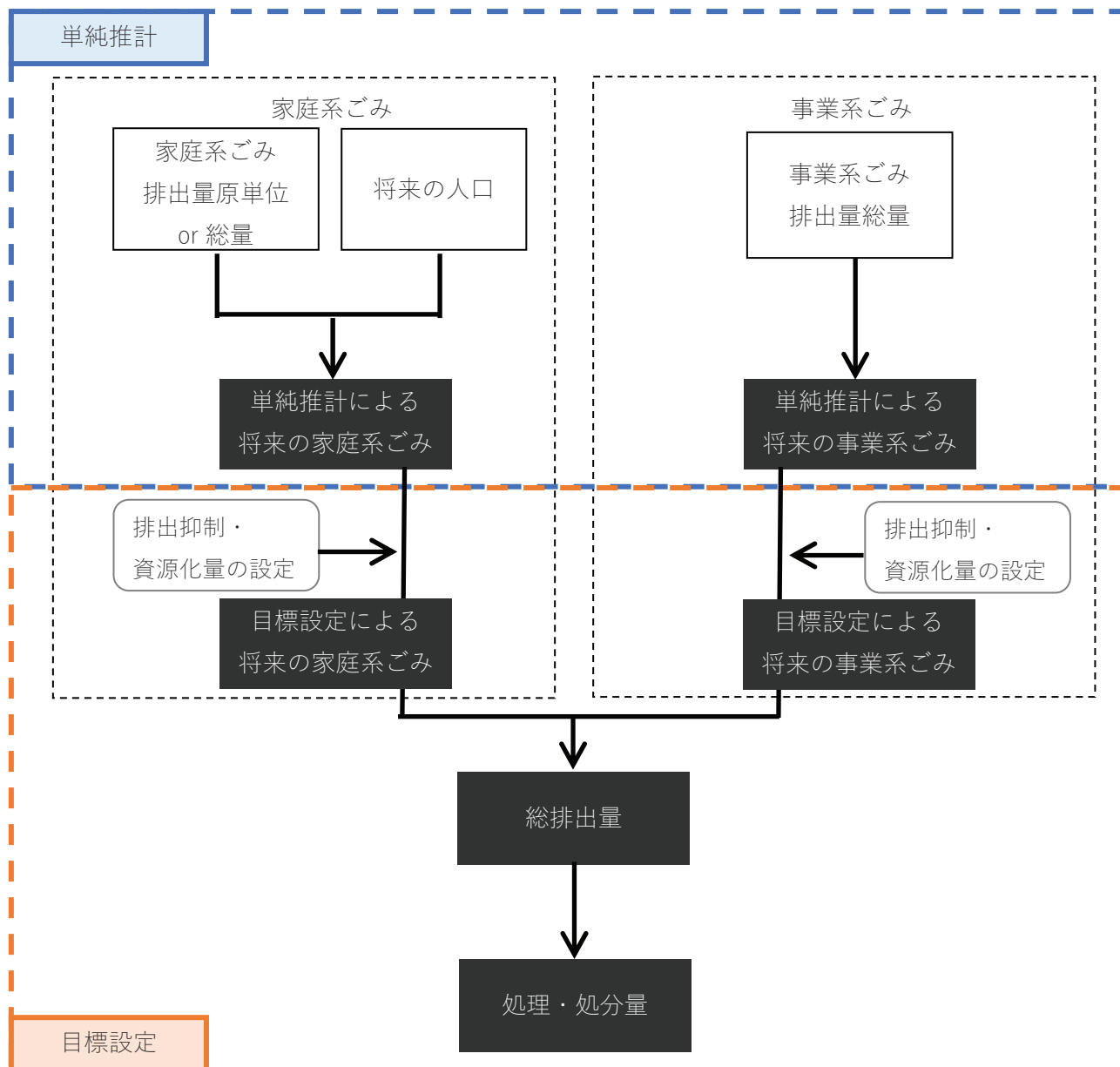


図 43 目標設定のフロー図

参考資料 2 各年度の推計値及び目標値

1 推計値【 2023（令和 5）年度から 2027（令和 9）年度まで 】

区分	単位	年度						
		2021	2023	2024	2025	2026	2027	
人口	人	975,947	978,100	976,500	974,900	973,200	971,400	
総排出量	g/人・日	947	960	960	958	957	955	
	t	337,218	344,000	342,000	341,000	340,000	340,000	
	家庭系	g/人・日	613	612	610	608	607	605
		t	218,351	219,000	217,000	216,000	215,000	215,000
	事業系	t	118,867	125,000	125,000	125,000	125,000	124,000
ごみ排出量	g/人・日	669	682	681	681	680	679	
	t	238,218	244,000	243,000	242,000	242,000	241,000	
	家庭系	g/人・日	490	487	486	485	484	483
		t	174,387	174,000	173,000	173,000	172,000	172,000
	事業系	t	63,832	70,000	70,000	70,000	70,000	70,000
資源物回収量	t	99,000	100,000	99,000	99,000	98,000	98,000	
	家庭系	g/人・日	123	125	124	123	123	122
		t	43,965	45,000	44,000	44,000	44,000	43,000
	事業系	t	55,035	55,000	55,000	55,000	55,000	55,000
焼却処理量	t	232,690	238,000	237,000	236,000	236,000	236,000	
再生利用量	t	112,457	113,000	113,000	113,000	121,000	121,000	
再生利用率	%	33.3%	33%	33%	33%	35%	35%	
最終処分量	t	16,115	16,200	16,000	15,900	10,200	10,200	
最終処分率	%	4.8%	4.7%	4.7%	4.7%	3.0%	3.0%	
温室効果ガス排出量	t-CO ₂	105,454	111,000	111,000	111,000	112,000	113,000	

※ 2021 年度は実績値。端数処理の関係で合計値が一致しない場合があります。

2 目標値【2023（令和5）年度から2027（令和9）年度まで】

区分	単位	年度						
		2021	2023	2024	2025	2026	2027	
人口	人	975,947	978,100	976,500	974,900	973,200	971,400	
総排出量	g/人・日	947	939	932	921	911	898	
	t	337,218	336,000	332,000	328,000	324,000	319,000	
	家庭系	g/人・日	613	594	589	582	575	567
		t	218,351	213,000	210,000	207,000	204,000	202,000
	事業系	t	118,867	124,000	122,000	121,000	119,000	118,000
ごみ排出量	g/人・日	669	667	661	653	645	636	
	t	238,218	239,000	236,000	232,000	229,000	226,000	
	家庭系	g/人・日	490	472	468	462	456	450
		t	174,387	169,000	167,000	164,000	162,000	160,000
	事業系	t	63,832	70,000	69,000	68,000	67,000	66,000
資源物回収量	t	99,000	98,000	96,000	96,000	94,000	94,000	
	家庭系	g/人・日	123	122	121	120	119	118
		t	43,965	44,000	43,000	43,000	42,000	42,000
	事業系	t	55,035	54,000	53,000	53,000	52,000	52,000
焼却処理量	t	232,690	233,000	230,000	227,000	224,000	221,000	
再生利用量	t	112,457	111,000	110,000	109,000	116,000	114,000	
再生利用率	%	33.3%	33%	33%	33%	35%	35%	
最終処分量	t	16,115	15,500	15,100	14,700	9,700	9,600	
最終処分率	%	4.8%	4.6%	4.6%	4.5%	3.0%	3.0%	
温室効果ガス排出量	t-CO ₂	105,454	108,000	107,000	105,000	106,000	105,000	

※ 2021年度は実績値。端数処理の関係で合計値が一致しない場合があります。

3 推計値【2028（令和10）年度から2032（令和14）年度まで】

区分	単位	年度					
		2028	2029	2030	2031	2032	
人口	人	969,700	967,900	966,200	963,700	961,300	
総排出量	g/人・日	955	954	954	952	953	
	t	338,000	337,000	336,000	336,000	334,000	
	家庭系	g/人・日	604	602	601	600	599
		t	214,000	213,000	212,000	212,000	210,000
	事業系	t	124,000	124,000	124,000	124,000	124,000
ごみ排出量	g/人・日	679	679	678	677	678	
	t	240,000	240,000	239,000	239,000	238,000	
	家庭系	g/人・日	482	481	481	480	479
		t	171,000	170,000	169,000	169,000	168,000
	事業系	t	70,000	70,000	70,000	70,000	70,000
資源物回収量	t	98,000	97,000	97,000	97,000	97,000	
	家庭系	g/人・日	122	121	121	120	120
		t	43,000	43,000	43,000	42,000	42,000
	事業系	t	55,000	55,000	55,000	55,000	54,000
焼却処理量	t	234,000	234,000	233,000	233,000	232,000	
再生利用量	t	120,000	120,000	119,000	119,000	119,000	
再生利用率	%	35%	35%	35%	35%	35%	
最終処分量	t	10,200	10,100	10,100	10,400	10,300	
最終処分率	%	3.0%	3.0%	3.0%	3.1%	3.1%	
温室効果ガス排出量	t-CO ₂	113,000	113,000	113,000	106,000	106,000	

※ 端数処理の関係で合計値が一致しない場合があります。

4 目標値【2028（令和10）年度から2032（令和14）年度まで】

区分	単位	年度					
		2028	2029	2030	2031	2032	
人口	人	969,700	967,900	966,200	963,700	961,300	
総排出量	g/人・日	890	880	870	858	850	
	t	315,000	311,000	307,000	301,000	299,000	
	家庭系	g/人・日	562	555	548	540	534
		t	199,000	196,000	193,000	190,000	188,000
	事業系	t	116,000	115,000	114,000	112,000	111,000
ごみ排出量	g/人・日	630	608	586	577	571	
	t	223,000	215,000	207,000	204,000	200,000	
	家庭系	g/人・日	445	425	405	399	394
		t	157,000	150,000	143,000	141,000	138,000
	事業系	t	65,000	65,000	64,000	63,000	62,000
資源物回収量	t	92,000	96,000	100,000	99,000	98,000	
	家庭系	g/人・日	117	130	143	141	140
		t	41,000	46,000	50,000	50,000	49,000
	事業系	t	51,000	50,000	50,000	49,000	49,000
焼却処理量	t	218,000	210,000	202,000	199,000	196,000	
再生利用量	t	113,000	116,000	119,000	117,000	116,000	
再生利用率	%	35%	37%	38%	38%	38%	
最終処分量	t	9,400	9,100	8,700	8,700	8,600	
最終処分率	%	3.0%	2.9%	2.8%	2.9%	2.9%	
温室効果ガス排出量	t-CO ₂	104,000	90,000	76,000	73,000	71,000	

※ 端数処理の関係で合計値が一致しない場合があります。

参考資料3 数値目標達成に関連する個別事業

基本方針	個別事業	数値目標						
		総排出量	家庭系ごみ排出量	事業系ごみ排出量	焼却処理量	再生利用率	最終処分量	温室効果ガス排出量
1	1 ごみ減量のための「ちばルール」の普及・拡大	○	○	○	○	○	○	○
	2 3R教育・学習の推進及びごみ処理に関する情報の共有化	○	○	○	○	○	○	○
	3 発生抑制(リデュース)・再使用(リユース)の促進	◎	◎	○	◎	◎	◎	◎
	4 プラスチックごみの発生抑制の推進	◎	◎	○	◎	◎	◎	◎
	5 生ごみの発生抑制の推進	◎	◎	○	◎	◎	◎	◎
	6 食品ロスの削減の推進	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	7 きれいなまちづくりの推進							
	8 不法投棄の防止	○	○		○	○	○	○
	9 市の事業における率先した3Rの推進	◎		◎	◎	◎	◎	◎
2	10 市民・事業者との協働による再資源化の推進・支援	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	11 ごみ排出ルールの遵守・指導徹底	○	○		○	○	○	○
	12 事業所ごみの適正排出指導の徹底	◎		◎	◎	◎	◎	◎
	13 多様な排出機会の提供と動機づけによる古紙等の再資源化の推進	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	14 生ごみの再資源化の推進	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	15 清掃工場における事業系ごみの搬入物検査の実施	○		○	○	○	○	○
	16 プラスチックの再資源化の推進	○	◎		◎	◎	◎	◎
3	17 安定的かつ効率的な収集運搬体制の構築							
	18 ごみ出しに関する高齢者・障害者等への支援							
	19 民間の活用を取り入れた再資源化システムの構築	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	20 焼却残渣・破碎残渣の再生利用の推進					◎	◎	
	21 安定的・効率的な処理体制を目指した清掃工場の運用					◎	◎	◎
	22 安定的・効率的な処理体制を目指したリサイクル施設の運用							
	23 安定的・効率的な処理体制を目指した最終処分場の運用							
	24 非常時における廃棄物の適正処理の推進							
各事業による効果(概算)		△ 39,000 t	△ 37,000 t	△ 8,000 t	△ 37,000 t	33.3% →38%	△ 7,500 t	△ 34,000 t

◎：数値目標達成に直接的な効果を見込む事業 ○：数値目標達成に間接的な効果を見込む事業

※家庭系ごみ排出量・事業系ごみ排出量は、2017～2021(H29～R3)年度までの5年平均との比較による効果

参考資料 4 収集運搬計画

1 家庭系ごみ

区分	収集方法	収集回数	単位	年度						
				2021	2023	2024	2025	2026	2027	
可燃ごみ	ステーション収集（指定袋）	週2回	千t	159	154	152	150	148	145	
不燃ごみ	ステーション収集（指定袋）	月2回	千t	9	9	9	9	9	9	
粗大ごみ	各戸（申込制）、持込	—	千t	5	5	5	5	5	5	
有害ごみ	ステーション収集（透明な袋）	月2回	千t	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	
資源物	びん	ステーション収集（コンテナ）	週1回	千t	6	6	6	6	6	6
	缶			千t	3	3	3	2	2	2
	ペットボトル	ステーション収集（専用ネット）	週1回	千t	4	4	4	4	4	4
	古紙・布類	ステーション収集		千t	16	16	15	15	15	15
	剪定枝	ステーション収集	月2回	千t	6	7	7	7	7	7
	プラスチック類	未定	月2回	千t	0	0	0	0	0	0
集団回収古紙・布類	集団回収	-	千t	9	9	8	8	8	8	

区分	収集方法	収集回数	単位	年度					
				2028	2029	2030	2031	2032	
可燃ごみ	ステーション収集（指定袋）	週2回	千t	143	137	130	128	126	
不燃ごみ	ステーション収集（指定袋）	月2回	千t	9	8	7	7	7	
粗大ごみ	各戸（申込制）、持込	—	千t	5	5	5	5	5	
有害ごみ	ステーション収集（透明な袋）	月2回	千t	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	
資源物	びん	ステーション収集（コンテナ）	週1回	千t	6	6	5	5	5
	缶			千t	2	2	2	2	2
	ペットボトル	ステーション収集（専用ネット）	週1回	千t	4	4	4	4	4
	古紙・布類	ステーション収集		千t	14	14	14	14	14
	剪定枝	ステーション収集	月2回	千t	7	7	7	7	7
	プラスチック類	未定	月2回	千t	0	5	10	10	10
集団回収古紙・布類	集団回収	-	千t	8	8	8	8	8	

※ 2021 年度は実績値。

2 事業系ごみ

区分	収集方法	収集回数	単位	年度					
				2021	2023	2024	2025	2026	2027
可燃ごみ	排出者・許可業者による収集・運搬	随時	千t	64	70	69	68	67	66
不燃ごみ			千t	0	0	0	0	0	0
資源物			千t	55	54	53	53	52	52

区分	収集方法	収集回数	単位	年度				
				2028	2029	2030	2031	2032
可燃ごみ	排出者・許可業者による収集・運搬	随時	千t	65	65	64	63	62
不燃ごみ			千t	0	0	0	0	0
資源物			千t	51	50	50	49	49

※ 2021 年度は実績値。

参考資料5 中間処理計画

1 新浜リサイクルセンター

(1) 処理量

区分	種別		単位	年度					
				2021	2023	2024	2025	2026	2027
資源選別	家庭系	びん・缶	千t	9	9	9	8	8	8
		ペットボトル	千t	4	4	4	4	4	4
	小計		千t	13	12	12	12	12	12
破砕処理	家庭系	粗大ごみ	千t	5	5	5	5	5	5
		不燃ごみ	千t	9	9	9	9	8	8
		有害ごみ	千t	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
	小計		千t	14	14	14	14	14	14
合計			千t	27	27	26	26	26	25

区分	種別		単位	年度				
				2028	2029	2030	2031	2032
資源選別	家庭系	びん・缶	千t	8	8	8	8	7
		ペットボトル	千t	4	4	4	4	4
	小計		千t	12	11	11	11	11
破砕処理	家庭系	粗大ごみ	千t	5	5	5	5	5
		不燃ごみ	千t	8	7	7	6	6
		有害ごみ	千t	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
	小計		千t	14	13	12	12	12
合計			千t	25	24	23	23	23

※ 2021年度は実績値。端数処理の関係で合計値が一致しない場合があります。

(2) 処理後の内訳

区分	処理後の種別	単位	年度					
			2021	2023	2024	2025	2026	2027
破砕処理	破砕可燃残渣	千t	9	9	9	9	9	9
	破砕不燃残渣	千t	3	3	3	3	3	3
	資源化分	千t	15	14	14	14	14	14
	有害ごみ・処理困難物	千t	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
	合計	千t	27	27	26	26	26	25

区分	処理後の種別	単位	年度				
			2028	2029	2030	2031	2032
破砕処理	破砕可燃残渣	千t	9	8	8	8	8
	破砕不燃残渣	千t	3	3	3	3	3
	資源化分	千t	14	13	13	12	12
	有害ごみ・処理困難物	千t	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
	合計	千t	25	24	23	23	23

※ 2021年度は実績値。端数処理の関係で合計値が一致しない場合があります。

2 焼却処理施設

(1) 処理量

区分	種別	単位	年度					
			2021	2023	2024	2025	2026	2027
家庭系	可燃ごみ	千t	159	154	152	150	148	145
	破碎可燃残渣	千t	9	9	9	9	9	9
	破碎不燃残渣	千t	3	3	3	3	3	3
	粗大ごみ直接焼却	千t	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3
	小計	千t	169	164	161	159	160	157
事業系	可燃ごみ	千t	64	70	69	68	67	66
焼却主灰		千t	0	0	0	0	10	10
合計		千t	236	236	233	230	237	233
施設ごと	北清掃工場	千t	121	116	113	110	112	110
	新港清掃工場	千t	105	108	108	108	0	0
	新清掃工場(北谷津用地)	千t	0	0	0	0	125	123
	新港清掃工場(リニューアル後)	千t	0	0	0	0	0	0
	民間処理施設	千t	10	12	12	12	0	0

区分	種別	単位	年度				
			2028	2029	2030	2031	2032
家庭系	可燃ごみ	千t	143	137	130	128	126
	破碎可燃残渣	千t	9	8	8	8	8
	破碎不燃残渣	千t	3	3	3	3	3
	粗大ごみ直接焼却	千t	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3
	小計	千t	155	148	141	139	136
事業系	可燃ごみ	千t	65	65	64	63	62
焼却主灰		千t	10	9	9	9	9
合計		千t	230	222	214	211	208
施設ごと	北清掃工場	千t	109	105	101	0	0
	新港清掃工場	千t	0	0	0	0	0
	新清掃工場(北谷津用地)	千t	121	117	113	112	110
	新港清掃工場(リニューアル後)	千t	0	0	0	100	98
	民間処理施設	千t	0	0	0	0	0

※ 2021年度は実績値。端数処理の関係で合計値が一致しない場合があります。

※ 数値目標の「焼却処理量」は、「破碎不燃残渣」と「焼却主灰」の処理量を除いた数値になります。

(2) 焼却残渣の発生量

区分	種別	単位	年度					
			2021	2023	2024	2025	2026	2027
再生利用	溶融スラグ・金属等	千t	2	2	2	2	10	10
最終処分	焼却主灰埋立	千t	9	9	8	8	0	0
	飛灰・溶融飛灰固化物埋立	千t	7	6	6	6	9	9
発生量合計		千t	18	17	17	16	19	19

区分	種別	単位	年度				
			2028	2029	2030	2031	2032
再生利用	溶融スラグ・金属等	千t	10	9	9	9	9
最終処分	焼却主灰埋立	千t	0	0	0	0	0
	飛灰・溶融飛灰固化物埋立	千t	8	8	8	8	8
発生量合計		千t	19	18	17	18	17

※ 2021年度は実績値。端数処理の関係で合計値が一致しない場合があります。

参考資料 6 最終処分計画

1 最終処分量

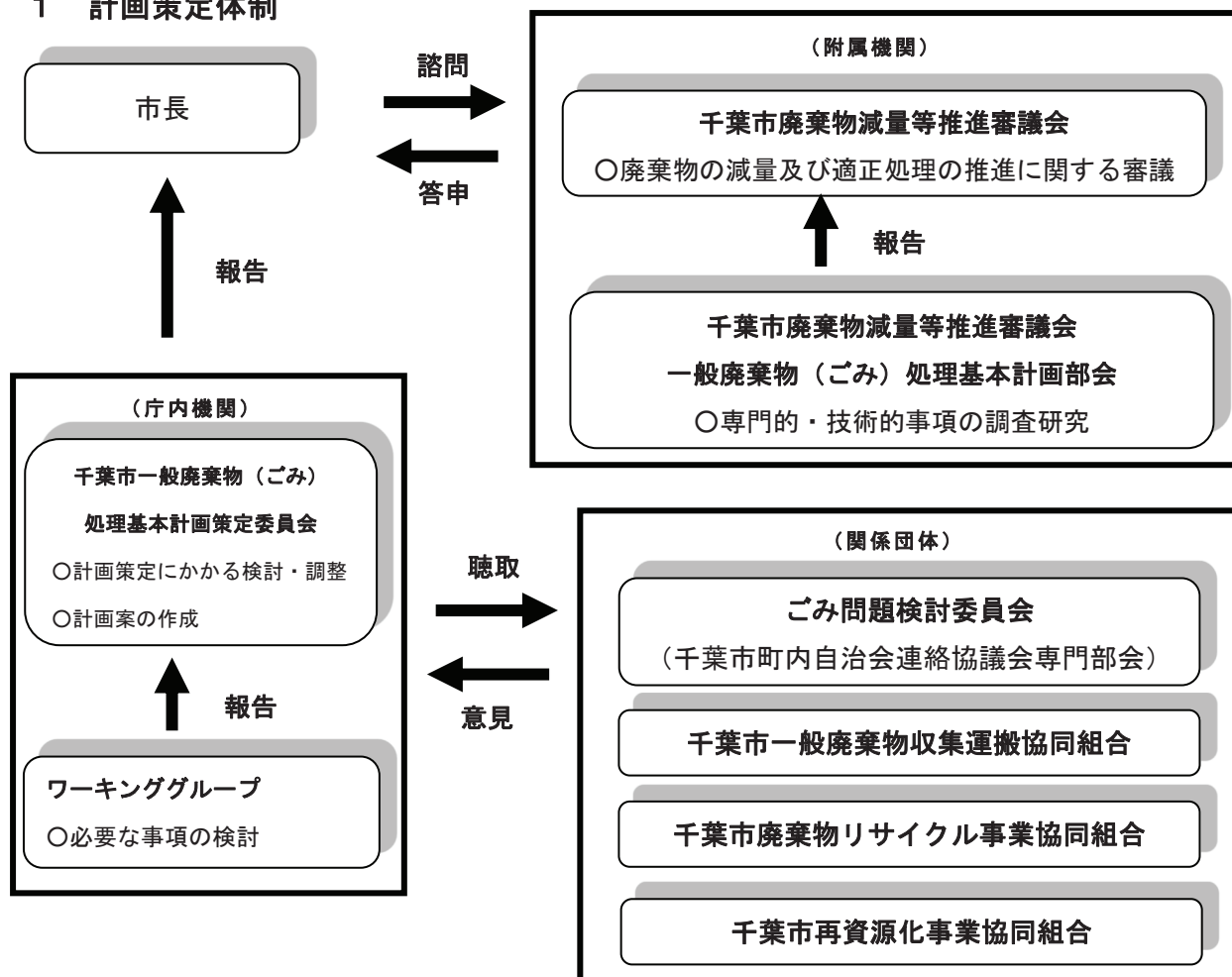
区分	単位	年度					
		2021	2023	2024	2025	2026	2027
家庭系直接埋立	千t	0.5	0.5	0.5	0.5	0.4	0.4
事業系直接埋立	千t	0	0	0	0	0	0
焼却残渣	千t	16	15	15	14	9	9
合計	千t	16	16	15	15	10	10

区分	単位	年度				
		2028	2029	2030	2031	2032
家庭系直接埋立	千t	0.4	0.4	0.4	0.3	0.3
事業系直接埋立	千t	0	0	0	0	0
焼却残渣	千t	9	9	8	8	8
合計	千t	9	9	9	9	9

※ 2021年度は実績値。端数処理の関係で合計値が一致しない場合があります。

参考資料 7 計画策定体制及び経緯

1 計画策定体制



2 策定に係る協議体

名称	構成	人数
千葉市廃棄物減量等推進審議会	学識経験者、市民の代表者、関係団体の代表者、関係行政機関の職員、市議会議員	20名
一般廃棄物（ごみ）処理基本計画部会	学識経験者、市民の代表者、関係団体の代表者	5名
千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画策定委員会	環境局関係課の課長等	20名
千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画策定委員会ワーキンググループ	環境局関係課（所）（室）の担当（主査級以下）職員	-

3 計画策定に係る経緯

(1) 2021 (令和3) 年度

年月	内容
2021年7月	<ul style="list-style-type: none">千葉市廃棄物減量等推進審議会へ、「千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の策定に係る基本的事項」について諮問千葉市のごみ処理・再資源化に関するアンケート調査（家庭系ごみ及び事業系ごみ）を実施<ul style="list-style-type: none">【対象：区別及び世帯人員数別に抽出した市内1,000世帯】【対象：事業用大規模建築物のうち無作為抽出した市内200事業所】
2021年10月	<ul style="list-style-type: none">ごみ問題検討委員会に対して意見聴取を実施
2022年3月	<ul style="list-style-type: none">「千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」骨子策定

(2) 2022 (令和4) 年度

年月	内容
2022年6月	<ul style="list-style-type: none">千葉市廃棄物減量等推進審議会から、「千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の策定に係る基本的事項」について答申千葉市一般廃棄物収集運搬協同組合、千葉市廃棄物リサイクル事業協同組合、千葉市再資源化事業協同組合に対して意見聴取を実施
2022年12月 ～2023年1月	<ul style="list-style-type: none">千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（案）のパブリックコメント手続の実施
2023年3月	<ul style="list-style-type: none">千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の策定

4 千葉市廃棄物減量等推進審議会の開催状況

(1) 2021 (令和3) 年度

	千葉市廃棄物減量等推進審議会	千葉市廃棄物減量等推進審議会 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画部会
日時	第1回：2021年7月2日	第1回：2021年7月26日
議題	計画策定に係る基本的事項について（諮問）、次期計画の策定方針及び策定にあたっての論点整理、部会の設置	現行計画の個別27事業の実施状況と次期計画への継続性評価、ごみ量予測、数値目標（項目）の設定
日時	第2回：2021年10月18日	第2回：2021年11月16日
議題	現行計画の個別27事業の実施状況と次期計画への継続性評価、ごみ量予測、数値目標（項目）の設定	基本理念・基本方針・施策体系の検討、数値目標（水準）の設定
日時	第3回：2022年3月24日	第3回：2022年2月15日
議題	計画骨子の検討、計画策定に係る基本的事項について（答申案）	計画骨子の検討、数値目標（水準）の設定、「千葉市食品ロス削減推進計画」の骨子等

(2) 2022 (令和4) 年度

	千葉市廃棄物減量等推進審議会
日時	第1回：2022年6月1日
議題	計画策定に係る基本的事項について（答申最終案）、計画素案の検討、個別事業の検討
日時	第2回：2022年7月27日
議題	計画原案の検討、スローガンの検討
日時	第3回：2022年10月17日
議題	計画案の検討、スローガンの検討
日時	第4回：2023年2月8日
議題	パブリックコメント手続実施結果の報告、計画（最終案）

参考資料 8 千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の変遷

策定年月	名称等
1980（昭和 55）年 3 月	名 称：千葉市廃棄物処理計画 －市民参加による新たな循環処理体系の確立をめざして－ 計画期間：1979（昭和 54）年度～1988（昭和 63 年度）【10 年間】 基本目標：市民参加によりリサイクル処理体系を確立し、まちづくりに一貫する物質循環の都市社会基盤を整備する
1986（昭和 61）年 3 月	名 称：千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画書 計画期間：1986（昭和 61）年度～1995（昭和 70（平成 7））年度【10 年間】
1992（平成 4）年 2 月	名 称：千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画書 計画期間：1991（平成 3）年度～2005（平成 17）年度【15 年間】
1997（平成 9）年 3 月	名 称：千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画 計画期間：1997（平成 9）年度～2011（平成 23）年度【15 年間】 基本目標：ごみ処理サービスからリサイクルマネージメントへ
2002（平成 14）年 3 月	名 称：千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画 計画期間：2002（平成 14）年度～2011（平成 23）年度【10 年間】 基本目標：リサイクルを考え行動する、循環型社会の貢献者へ ～1 人 1 日ごみ 1 5 0 g 減量をめざして～
2007（平成 19）年 3 月	名 称：千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画 計画期間：2007（平成 19）年度～2016（平成 28）年度【10 年間】 基本目標：環境と資源、次世代のために今できること ～挑戦！ 焼却ごみ 1 / 3 削減～
2012（平成 24）年 3 月	名 称：千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画 計画期間：2012（平成 24）年度～2021（平成 33（令和 3））年度【10 年間】 基本目標：まだできる！と取り組むごみ削減・一歩先へ
2017（平成 29）年 3 月	名 称：千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画 スローガン：「もったいない」の心で、1 日 1 8 g のごみ減量 ～「焼却ごみ 1 / 3 削減の達成」から第 2 Round へ～ 計画期間：2017（平成 29）年度～2031（平成 43（令和 13））年度【15 年間】 基本理念：全員参加型 3 R による 未来へつなぐ 低炭素・循環型社会の構築
2023（令和 5）年 3 月	名 称：千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画 スローガン：減らそう 1 人 1 日 1 0 0 g！ 止めよう 地球温暖化！ 計画期間：2023（令和 5）年度～2032（令和 14）年度【10 年間】 基本理念：みんなで作くり 未来へつなぐ 循環型社会 ～持続可能なまちづくりと脱炭素への貢献～

参考資料 9 用語集

1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）

1971年9月施行。廃棄物の排出を抑制し、廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等を行い、生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的に、廃棄物の定義や処理責任の所在、処理方法、処理施設、処理業の基準等を定めている。これまで数回に渡り大きな改正が行われ、適正処理や循環型社会の構築に向けた取組みの推進が図られている。

2 ごみ処理基本計画策定指針

ごみ処理基本計画の策定に関する留意事項を取りまとめたもの。環境省が作成。

3 3R

リデュース (Reduce) = ごみの量を減らす、リユース (Reuse) = ものを繰り返し使う、リサイクル (Recycle) = 資源として再び利用する、の3つの行動の総称。

[※詳細は本編 P42 を参照]

4 低炭素社会

地球温暖化の原因となる、二酸化炭素などの温室効果ガスの排出を少なくする社会のこと。

5 循環型社会

適正な3Rと処分により、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会のこと。[※詳細は本編 P41 を参照]

6 脱炭素社会

人の活動に伴って発生する温室効果ガスの排出量と、吸収作用の保全及び強化により吸収される温室効果ガスの吸収量との間の均衡（差し引きでゼロ）が保たれた社会のこと。

7 SDGs（持続可能な開発目標）

2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標のこと。17のゴールと169のターゲットで構成される。[※詳細は本編 P4～5 を参照]

8 千葉市基本計画

本市の中長期的な市政運営の基本方針として、10年間のまちづくりの方向性を示す計画。2022年9月に策定した2023年度から開始する基本計画においては、100年先の未来を見据え、市民・団体・企業・大学等・行政など多様な主体がともに手を携えながら、「みんなが輝く 都市と自然が織りなす・千葉市」の実現を目指すこととしている。

9 千葉市環境基本計画

本市の環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「千葉市環境基本条例」に基づいて策定している計画。現行計画は2022年3月に策定し、計画期間は2022年度から2032年度までの11年間である。「千葉市基本計画」に対する環境分野の個別計画であると同時に、「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」や「地球温暖化対策実行計画」など環境分野の部門別計画に対しては、施策の方向性を与えるものとして位置付けられている。この環境基本計画における「環境の柱」の一つとして、3Rの推進と循環型社会の構築を目指すこととしている。

10 千葉市地球温暖化対策実行計画

本市における地球温暖化対策を計画的、体系的に推進するために策定。2050年二酸化炭素排出量実質ゼロを長期目標とし、バックキャストで2030年度目標を設定した新たな計画を2023年度から開始する。

11 食品ロス

本来食べられるにもかかわらず廃棄されてしまう食品のこと。また「食品ロスの削減」とは、まだ食べられる食品が廃棄されないようにする社会的な取組みのことである。

12 食品ロスの削減の推進に関する法律（食品ロス削減推進法）

2019年10月施行。食品ロスの削減を総合的に推進することを目的として策定された法律であり、食品ロスの削減に関する国・地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項等が定められている。

【参考】

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/information/food_loss/promote/

13 市町村食品ロス削減推進計画

「食品ロス削減推進法」の規定により、各市町村に対し策定が求められる計画であり、食品ロス削減の取組みをより一層充実させ、総合的かつ計画的に推進することが目的とされている。

14 サプライチェーン

調達から製造、在庫管理、配送、販売、消費といった、原材料、部品から始まり、商品や製品として消費者に届くまでの一連の流れのこと。

15 温室効果ガス

大気中に存在するガスのうち、地球の放射熱を封じ込める働きをするガスのこと。「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、人為的な排出による温室効果ガスとして、二酸化炭素、メタン、一酸化炭素などの7種類が定められている。

16 発電効率

投入エネルギーに対する得られた電力エネルギーの割合のことで、発電量を廃棄物と外部燃料の熱量の和で除して求められる値である。一般廃棄物の焼却による発電においては、発電効率の向上が求められている。

17 千葉市気候危機行動宣言

地球規模で直面している気候危機に立ち向かい、次世代へ持続可能な社会をつないでいくために、二酸化炭素排出量の抑制に向けた「緩和」と気候変動による影響への「適応」の二つの側面で行動を進めるとともに、様々な主体に対して連携・協力を呼びかけるメッセージを発信することで、気候危機の意識を共有し、行動に移すことを促すため、2020年11月に発出した。

18 バーゼル条約

正式名称を「有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約」といい、一定の有害廃棄物の国境を越える移動等の規制についての国際的な枠組み及び手続等を規定している。1989年にスイスのバーゼルで採択され、日本は1993年に加盟している。

【参考】<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kankyo/jyoyaku/basel.html>

19 プラスチック資源循環戦略

3R+Renewable（再生可能資源への代替）を基本原則とした、プラスチックの資源循環を総合的に推進するための戦略であり、資源の有効利用、海洋プラスチックごみ問題、地球温暖化、アジア各国による廃棄物の輸入規制等の幅広い課題に対応するために2019年に策定された。 【参考】<https://www.env.go.jp/press/106866.html>

20 海洋プラスチックごみ

人間の生活や経済活動により発生したプラスチックごみが、適切な処分がされず、海や川などに捨てられることにより、最終的には海洋を漂うごみになること。プラスチックは自然界でほとんど分解されないため、海洋生物の生態系のみならず人間の生活にも悪影響を及ぼす恐れがあることから、問題視されている。

21 マテリアルフロー

物質フローとも呼び、特定の範囲内及び一定期間内に投入される物質の総量とその排出までの流れを集計したもの。マテリアルフローを分析することにより、生活や経済活動による資源の消費動向を明らかにすることが可能となる。

22 サーマルリサイクル

廃棄物を焼却処理する際に発生する熱エネルギーを回収し、利用するリサイクル方法のこと。

23 マテリアルリサイクル

廃棄物を新たな製品の原料として再利用するリサイクル方法のこと。

24 ケミカルリサイクル

廃棄物を化学的処理により他の物質に変え、その物質を原料として新たな製品を作るリサイクル方法のこと。

25 持続可能な社会

地球環境や自然環境が適切に保全され、将来の世代が必要とするものを損なうことなく、現在の世代の要求を満たすような開発が行われている社会のこと。

【※詳細は本編 P40 参照】

26 食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針

「食品ロス削減推進法」の規定により国が定めたもので、食品ロス削減の推進の意義及び基本的な方向、推進の内容、その他食品ロスの削減の推進に関する重要事項を定めている。国や地方公共団体の施策の指針となるだけでなく、事業者・消費者等の取組みの指針にもなるものである。

27 地域循環共生圏

各地域が美しい自然景観等の地域資源を最大限活用しながら自立、分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方のこと。

28 ICT(Information and Communication Technology)

情報通信技術。情報(information)や通信(communication)に関する技術(technology)の総称。

29 災害廃棄物

地震や豪雨、台風など、自然災害により発生した廃棄物のこと。災害廃棄物の処理責任は市町村にあり、本市においては、「千葉市災害廃棄物処理計画」により、災害廃棄物処理についての基本的な考え方、処理方針等を示している。

30 新しい生活様式

新型コロナウイルス感染症の流行に伴い生まれた新しい生活スタイルのこと。廃棄物分野においては、家で過ごす時間が増えることにより家庭系ごみが増加することや、排出されるごみの種類が変化することなどの影響がある。

31 家庭ごみ手数料徴収制度

本市において2014年2月から導入している制度であり、家庭ごみの削減やごみ処理費用を公平に負担していただくことを目的に、ごみ処理費用の一部が含まれた指定袋を購入することで、ごみを出す量に応じて、手数料を負担していただく仕組みとなっている。

32 拠点回収

市役所や区役所など、市が定める特定の施設内に回収ボックスを設置し、資源物を回収する活動のこと。

33 集団回収

町内自治会・子ども会・PTA等の地域団体が、自主的に各家庭の協力を得て、日時を決めて古紙・布類を一定の場所に集め、資源回収業者に引き渡す活動のこと。

34 収集運搬許可業者

市が処理する一般廃棄物を収集運搬する許可を得た事業者のこと。

35 食品残渣

食品関連の事業所等から発生する食品由来のごみのこと。調理により発生する皮などの切れ端のほか、食べ残し、売れ残り食品等も含む。

36 ストーカ炉

廃棄物の焼却処理方式のうち、ごみを火格子（ストーカ）の上で、乾燥及び加熱し、攪拌と移動をさせながら焼却する方式のこと。近年、我が国では最も竣工実績の多い処理方式である。

37 シャフト炉式ガス化溶融炉（シャフト炉式ガス化溶融方式）

焼却方式の1つ。ガス化溶融方式とは、ごみを熱分解した後、発生ガスを燃焼するとともに、灰、不燃物等を溶融する方式である。シャフト炉式はこの方式の1つで、ごみの熱分解・ガス化・溶融までを炉本体で一気に行う方式である。熱分解ガスの低空気比燃焼により排ガス量を低減させ、熱回収率の向上が図れるとともに、溶融固化物（溶融スラグ、溶融メタル）を有効利用することで最終処分量を極少化することができる。

38 プラズマ溶融方式

廃棄物の焼却により発生する灰をプラズマ放電による超高温で溶融する方式のこと。溶融固化物（溶融スラグ、溶融メタル）を有効利用することで、最終処分量を低減することなどのメリットがある。

39 生きびん

そのまま洗浄して、中身を補充して何度も使用するびんのこと。リターナブルびんとも呼ばれる。

40 焼却飛灰

廃棄物を焼却した際に発生する焼却灰は、焼却主灰と焼却飛灰に分けられるが、焼却飛灰は微小粒子からなる灰であり、ろ過式集じん器等で捕集した排ガス中に含まれるばいじんの総称。

41 溶融飛灰

廃棄物をガス化溶融炉等で溶融処理する際に発生するばいじんのこと。

42 サンドイッチ方式

最終処分場のうち、廃棄物を埋め立てた上に覆土し、その上に更に廃棄物を埋め立てる等、廃棄物と土を交互に積み重ねる埋立方式のこと。

43 溶融スラグ化

焼却灰等の廃棄物を加熱し、概ね 1200℃以上の高温条件下で有機物を燃焼させるとともに、無機物を溶融した後に冷却して、ガラス質の固化物を生成すること。路盤材やコンクリート用骨材等として利用することができる。2006年に道路用及びコンクリート用骨材として利用する溶融スラグについての JIS（日本産業規格）が制定された。

44 焼却主灰

廃棄物を燃やした際の燃え殻のこと。

45 不燃残渣

収集した不燃ごみ等から、可燃物や資源物等を回収、除去した後の残渣のこと。

46 ちばルール

市民・事業者・市の3者が、それぞれの立場からごみ減量に取り組んでいくため、実効性が高く、法的な規制による強制力を伴わない行動指針として2003年8月に策定。2013年2月に改正を行い、本計画の策定後に2度目の改正を行う予定。

[※詳細は本編 P55 を参照]

47 フリマサービス

オンライン上で、フリーマーケットのように、主に個人間で物品の売買を行うことができるサービスのこと。

48 生ごみ減量処理機

生ごみを減量する機器のこと。「分解消滅型」（微生物の働きを利用して、生ごみを炭酸ガスと水に分解する）と「乾燥減量型」（電動で発生させる温風によって生ごみに含まれる水分を飛ばすことにより減量する）がある。

49 生ごみ資源化アドバイザー

生ごみの減量及び資源化に積極的に取り組み、かつ所定の要件を満たした市民の方々のこと。生ごみ資源化アドバイザーは、生ごみの減量や資源化推進を目的とした学習会・研修会などの活動に派遣され、適切な助言・技術指導等を行っている。

50 フードバンク活動

企業や個人から食品の寄付を受け、生活困窮者や福祉施設などに無償で提供する活動のこと。

51 フードドライブ

家庭にある、まだ食べられる未利用の食品を回収し、福祉施設やフードバンク活動に取り組む団体などに寄付する活動のこと。

52 登録再生利用事業者（制度）

食品廃棄物のリサイクルを推進するための制度。食品廃棄物の再生（廃棄物を再び製品の原材料などの有用物とするために必要な操作をすること）を業として営んでいる者のうち、環境省令で定める基準に適合する者は、その事業場について都道府県知事の登録を受けることができる。

53 資源回収奨励補助金

ごみの減量と資源の有効利用を進めるために、集団回収を行う団体に対して交付している補助金のこと。

54 減量計画書

千葉県廃棄物の適正処理及び再利用等に関する条例第32条の規定により、事業用大規模建築物所有者等に提出が義務づけられている、事業系廃棄物の減量に関する計画書のこと。

55 バイオディーゼル燃料

ディーゼルエンジン用の燃料のうち、軽油ではなく、菜種油や廃食用油などをメチルエステル化して製造するバイオ燃料のこと。

56 AI(Artificial Intelligence)

人工知能のこと。大まかには「知的な機械、特に、知的なコンピュータープログラムを作る科学と技術」と説明されているものの、その定義は研究者によって異なっている状況にある。

57 IoT(Internet of Things)

あらゆるモノをインターネット（あるいはネットワーク）に接続する技術であり、日本においては、「物のインターネット」と訳される。

58 破砕残渣

粗大ごみや不燃ごみを破砕分解処理し、資源物等の有価物を除去した後の残渣のこと。

59 未利用食品

様々な理由により、適切に販売、消費されず、そのまま捨てられてしまう食品のこと。

60 循環経済

従来の3Rの取組みに加えて、資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、新たなサービス創出等を通じて付加価値を生み出す経済活動のこと。資源・製品の価値の最大化、資源消費の最小化、廃棄物の発生抑止等を目指す。

61 循環共生型社会

自然景観等の地域資源を最大限に活用しながら形成された自立、分散型の社会のこと。

62 バイオマス

もともと生物(bio)の量(mass)のことであるが、今日では再生可能な、生物由来の有機性エネルギーや資源(化石燃料は除く。)を指すことが多い。

63 ピクトグラム

グラフィック・シンボルの典型であり、意味するものの形状を使って、その意味や概念を伝えるために使用する記号のこと。なお、グラフィック・シンボルとは図記号とも呼ばれ、ISO(International Organization for Standardization 国際標準化機構)が公用語にしている。

64 エコレシピ(エコ料理)

生ごみとして捨てられてしまう野菜の皮などを無駄なく活用したり、エネルギーを効率的に使う余熱料理や溜め洗いによる節水を心掛けるなど、環境に配慮した調理法(により作る料理)のこと。

65 リサイクル等推進基金

市民及び事業者等のリサイクル活動等を支援するため、1998年に設立した基金。市民・企業等からの寄付や粗大ごみ処理手数料・家庭ごみ処理手数料収入を積み立て、ごみ減量の普及啓発やリサイクルの推進等に資する事業に活用している。

66 マイカトラリー

繰り返し使用可能な携帯用の箸・スプーン・フォーク等のこと。持ち歩き使用することで、ワンウェイ（使い捨て）プラスチックの使用を抑制することができる。

67 九都県市首脳会議廃棄物問題検討委員会

埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・横浜市・川崎市・千葉市・さいたま市・相模原市による九都県市首脳会議の組織として、廃棄物担当部局長が委員となり、九都県市における深刻な廃棄物問題を解決するためのシステムづくりや市民への啓発を行っている。

68 バイオマスプラスチック

原料として植物などの再生可能な有機資源を使用するプラスチックのこと。

【参考】 <https://www.env.go.jp/content/900534511.pdf>

69 食育

心身の健康の増進と豊かな人間形成のために、食に関する知識や食を選択する力を身に付け、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。その中には、規則正しい食生活や栄養バランスのとれた食事などを実践したり、食を通じたコミュニケーションやマナー、あいさつなどの食に関する基礎を身に付けたり、食品ロス削減などの環境に配慮した食などへの理解を深めたりすることが含まれる。

70 食品ロス削減推進サポーター

地域等において食品ロスの削減を担う方々のこと。消費者庁等が主催する講座を受講後に試験を受けることで登録することができる。サポーターは、消費者に対して食品ロスに関する現状をわかりやすく伝え、自ら取組みを行うことができるように働きかけるとともに、相談を受けた消費者や団体が行う、その地域の特性をいかした取組みや対策に対して助言を行うなど、食品ロス削減を推進する人材として活躍することが期待されている。

71 食品ロス削減月間

食品ロス削減推進法第9条において、10月は「食品ロス削減月間」、10月30日は「食品ロス削減の日」とされている。食品ロス削減推進月間においては、消費者庁等の関係省庁と地方自治体が連携して、食品ロスの削減に向けた取組みを集中的に行っている。

72 フードシェアリングサービス

食品ロス削減に関する取組みの1つで、何もしなければ廃棄されてしまう商品と消費者のニーズをスマートフォン等のアプリを通じてマッチングさせるサービスのこと。

73 子ども食堂

主に子どもや親子に無料または安価で食事を提供する場のこと。単に食事を提供するだけでなく、放課後の居場所や学習の場としても活用されるほか、高齢者や障害者の方も含む、地域の人々とのつながりの場にもなっている。

74 ごみ減量・リサイクル推進週間

1993年に厚生省（現厚生労働省）が、「ご(5)み(3)ゼロ(0)」の日である5月30日を初日とする「ごみ減量化推進週間」として制定。現在は5月30日から6月5日（環境の日）を「ごみ減量・リサイクル推進週間」として、3Rの推進運動、まちの美化清掃活動などが全国各地で行われている。

また、環境省では、環境の日を含む6月の1か月間を「環境月間」に定めており、環境保全のための様々な行事が全国各地で行われている。

75 不法投棄防止強化月間

本市は毎年6月と12月を不法投棄防止強化月間に定め、不法投棄の禁止や未然防止に係る周知啓発を重点的に実施している。

76 廃棄物適正化推進員

地域におけるごみの減量・再資源化を推進することを目的に、1993年10月に導入された制度で、1985年2月に発足した清掃推進員制度を基礎として発展的に移行させたもの。ごみステーションの適正管理や環境美化啓発のため地域で活動する自治推進員と、これを取りまとめる地区推進員からなる。

77 C-EMS（チームス）

EMSは環境マネジメントシステムのこと、組織や事業者が、その運営や経営のなかで環境保全に関する取組みを進めるにあたり、法令等の規制基準を遵守するだけでなく、環境保全に関する方針・目標・計画等を定め（Plan）、実行・記録し（Do）、その実行状況を点検して（Check）、必要に応じて方針等を見直す（Act）、というPDCAサイクルを用いた一連の手続きのことをいう。本市は2001年6月に環境マネジメントの国際規格であるISO14001を認証取得したが、2010年4月から市独自の環境マネジメントシステムであるC-EMS（チームス）へ移行し、環境配慮活動に取り組んでいる。

78 再生可能エネルギー

エネルギー供給構造高度化法において、「非化石エネルギー源のうち、エネルギー源として永続的に利用することができると認められるもの」と定義されており、具体的には、太陽光・風力・水力・地熱・太陽熱・大気中の熱その他の自然界に存する熱・バイオマスが該当する。

【参考】

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/renewable/outline/index.html

79 千葉市町内自治会連絡協議会（市連協）

町内自治会相互の連絡調整と親睦、市政との連絡協調等を通じて、地域社会の発展に寄与することを目的に、市内の町内自治会長を会員として1959年11月に結成された。同時に、市内の各中学校通学区域ごとに地区町内自治会連絡協議会（地区連協）も結成されている。その後、1992年の政令指定都市移行に伴い、6区の区町内自治会連絡協議会（区連協）が設立された。

80 不法投棄監視員

本市において2013年6月に導入された制度で、廃棄物適正化推進員と連携して不法投棄防止等の活動を行う。

81 廃棄物の適正処理及び再利用等に関する条例

2003年4月施行。資源循環社会を実現するため、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、廃棄物の減量、適正処理及び地域の清潔の保持を推進するために必要な事項を定め、資源の有効利用、市民の生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、もって良好な都市環境の形成に寄与することを目的に制定された。

82 チャットボット

AIを活用した、自動会話プログラムのこと。

83 事業用大規模建築物

千葉市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する条例において、事業系廃棄物の適正処理と減量・再資源化の推進のため、事業用大規模建築物の所有者及び事業系一般廃棄物多量排出事業者に対して、廃棄物の減量、適正処理等に関する義務を規定している。

なお、事業用大規模建築物の条件は以下の2点としている。

- ①大規模小売店舗立地法に規定する大規模小売店舗（店舗面積の合計が1千平方メートルを超える小売店舗）
- ②延床面積の合計が3千平方メートル以上の建築物

※ただし、廃棄物の排出量が少量で、市長が指定するものを除く。

また、事業系一般廃棄物多量排出事業者とは、前年度における事業系一般廃棄物の排出量が36トン以上の事業所が該当する。

84 二次電池

充電を行うことにより繰り返し使用することができる電池のこと。充電電池、蓄電池ともいう。

85 地域バイオマス

生ごみ、し尿、浄化槽汚泥、集落排水汚泥、家畜排せつ物、剪定枝など、地域で発生するバイオマスのこと。

86 次世代自動車

窒素酸化物（NOx）や粒子状物質（PM）等の大気汚染物質の排出が少ないまたは全く排出しない、燃費性能が優れているなどの環境にやさしい自動車のこと。電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車等がある。

87 事業者の拡大生産者責任

生産者の製品にかかる責任を、製造・流通時だけでなく、廃棄されて処理・リサイクルされる段階まで拡大する考え方。廃棄されてごみになった製品のリサイクルや処理・処分費用を生産者が負担することにより、廃棄後におけるリサイクルの容易性や、処理・処分時の環境負荷を考慮した製品開発が進み、より効率的でコストの低い廃棄物処理の実現が期待される。

88 骨材

コンクリートやモルタル等を作る際に、水及びセメントと一緒に混合される砂利や碎石などの総称。セメントが固まる際の発熱や、凝固後の収縮を抑制する役割がある。焼却灰の熔融処理により発生する熔融スラグは、骨材として有効利用が可能である。

89 長期責任型運営維持管理事業

施設等の運営維持管理業務を民間事業者に長期にわたり包括的に委託する事業のこと。本市の廃棄物処理施設では、新港清掃工場、北清掃工場、新内陸最終処分場や、埋め立てを完了している東部最終処分場、下田最終処分場、中田最終処分場及び蘇我地区廃棄物埋立処分場において実施している。

90 千葉市一般廃棄物処理施設基本計画

「千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」に定める基本的事項を踏まえたうえで、長期的・総合的視点のもと、本市における一般廃棄物処理施設の整備方針等について定めた計画。2015年12月策定。

91 助燃剤

焼却処理を行ううえで、焼却炉の温度を一定に保つために使用される燃料のこと。焼却処理される廃棄物の性質が安定している場合は、基本的にはあまり使用されない。

92 バイオマスコークス

植物由来のごみを破碎、加温、加圧することで生成されるバイオマス由来の固形燃料のこと。

93 CCU・CCUS

Carbon dioxide Capture, Utilization (and Storage)の略称であり、日本語で二酸化炭素の回収や有効利用(及び貯留)という。焼却施設等から発生した排ガス中の二酸化炭素を回収し、地中深くに埋め、二酸化炭素を新しいエネルギー等に変換する技術のこと。

94 浸出水

雨水などが廃棄物最終処分場内に埋め立てられた廃棄物の中を通過して浸出してくる水のこと。

95 観測井

廃棄物最終処分場の周辺地下水の水質を調査するために設置された井戸のこと。

96 塵芥汚水処理場

最終処分場から発生する浸出水を集めて、汚水処理を行う施設。

97 災害廃棄物処理計画

実際に災害が起きた際に、どのように災害廃棄物に対処して処理するかを事前に定めたものであり、国の災害廃棄物対策指針により、地方自治体に対して策定が求められている。本市においては、2019年3月に千葉市災害廃棄物処理計画を策定し、災害廃棄物処理についての市の基本的な考え方、処理方針等を示している。

98 大規模災害時廃棄物対策関東ブロック協議会

環境省の出先機関である関東地方環境事務所が所管する協議会で、国の機関・地方自治体・民間団体・有識者で構成される。関東ブロックの範囲は、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県及び静岡県等の10都県である。大規模災害時に備えて、各主体の連携した取組みの指針となる災害廃棄物対策行動計画について検討・策定を行い、協議会の構成員を中心とした情報共有等の連携・協力体制を構築することを目的としている。

99 千葉市食育推進計画

食育基本法第18条第1項に基づく市町村食育推進計画として位置付けられ、国の食育推進基本計画及び千葉県食育推進計画の基本的な考えと、本市の食を取り巻く現状から見えてきた課題等を踏まえ、市民一人ひとりが食の大切さを考え、健康で心豊かな生活が送れるよう、市民や行政、関係機関・団体等が連携して取り組むための行動計画として策定している。

100 食料自給率

日本の食料供給に対する国内生産の割合を示す指標のこと。その示し方については、単純に重量で計算することができる品目別自給率と、食料全体について単位を揃えることにより計算する総合食料自給率の2種類がある。このうち、総合食料自給率については、熱量で換算するカロリーベースと金額で換算する生産額ベースがある。

【参考】https://www.maff.go.jp/j/zyukyu/zikyu_ritu/011.html

101 生ごみ肥料化容器

生ごみをたい肥化する容器のこと。土の中に生息している微生物の働きを利用して生ごみを栄養豊富なたい肥にする「コンポスト容器」と、微生物の働きを利用して生ごみを発酵処理する「密閉処理容器」がある。

102 環境配慮設計

製品のライフサイクル全般にわたって、環境への影響を考慮した設計のこと。



ごみ削減キャラクター
「へらそうくん」